

横浜市物流等関連施設

指定管理者審査要項

平成22年7月
横浜市港湾局

目次

1 指定管理者制度の趣旨	P 2
2 審査の概要	P 2
(1) 対象施設	P 2
(2) 指定期間	P 2
(3) 指定管理者の審査及び選定(「5 審査及び選定に関する事項」参照)	P 2
(4) 問合せ先	P 3
3 指定管理者が行う業務	P 3
4 物流等施設の概要	P 3
(1) 施設の設置目的・運営方針	P 3
(2) 実施事業(具体策)	P 3
(3) 職員配置及び経費等(実施事業を支える体制)	P 4
(4) リスク分担	P 4
(5) 業務実施上の留意事項	P 5
5 審査及び選定に関する事項	P 9
(1) 審査スケジュール	P 9
(2) 審査手続きについて	P 9
(3) 審査・選定の手続きについて	P 10
(4) 応募手続きについて	P 12
(5) 応募条件等について	P 13
6 協定及び準備に関する事項	P 14
(1) 協定の締結	P 14
(2) 協定の主な内容	P 14
(3) 準備業務	P 15
(4) 指定候補者の取消	P 15
(5) 指定取消及び管理業務の停止	P 15
(6) 業務の引継ぎについて	P 16

1 指定管理者制度の趣旨

「公の施設」の管理運営については、平成 15 年 6 月の地方自治法の一部改正により、多様化する市民ニーズにより効果的・効率的に対応するため、民間の能力を活用しつつ、市民サービスの向上と経費の節減等を図るため、指定管理者制度が導入されました。

平成 18 年度から、本牧ふ頭の上屋等及び建材取扱施設、平成 19 年度からは、コンテナターミナル等関連施設について、管理運營業務の効率化と、利用者の利便性の向上を目的として、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項及び、横浜市港湾施設使用条例（昭和 24 年条例第 49 号）第 2 条の 2 の規定に基づき、指定管理者が管理運営を行っており、平成 23 年度には 2 期目を迎えます。

2 期目にあたっては、3 つの施設区分を統合し、さらに現在市が直接管理している在来等物流施設を新たに管理対象施設に加えて「物流等関連施設」とします。

物流等関連施設の指定管理については、横浜市のコンテナ貨物、在来貨物及び建材の取扱いに関する施策の方針を理解し、物流施設の使用状況、実情等を把握して、適切かつ公平に物流施設の使用の調整を行うものとして、（財）横浜港埠頭公社について、審査（応募）書類に基づき、指定管理者としての適格性を審査します。

2 審査の概要

（1）対象施設

横浜市物流等関連施設（以下、随時「物流等施設」と略します。）
施設の詳細については「業務仕様書」を参照してください。

（2）指定期間

平成 23 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日（5 年間）

（（財）横浜港埠頭公社は、公益法人改革への対応等が予定されていますが、法人格に変更が加えられた場合等には、再度指定の手続を行う場合があります。）

（3）指定管理者の審査及び選定（「5 審査及び選定に関する事項」参照）

指定管理者の選定を公平かつ適正に実施するため、「横浜市の港湾施設及び海づくり施設の指定管理者選定委員会運営要綱」により設置される「物流等関連施設等指定管理者選定委員会」（以下「選定委員会」という。）において、書類及びヒアリング等により、横浜市のコンテナ貨物、在来貨物及び建材の取扱いに関する施策の方針を理解し、物流施設の使用状況、実情等を把握して、適切かつ公平に物流施設の使用の調整を行うと認められる団体であるか、指定管理者としての適格性を審査します。

選定結果は、審査書類を提出した団体に対して速やかに通知し、選定の経過及び結果は、指定管理者選定後、港湾局ホームページへの掲載等により公表します。

その後、横浜市の議決を経て、指定管理者として指定されます。

(4) 問合せ先

〒231-0023 横浜市中区山下町2 産業貿易センタービル5F
港湾局港湾経営課
電話 045 (671) 7261 Fax 045 (671) 0141
E-mail kw-kouwankeiei@city.yokohama.jp

3 指定管理者が行う業務

横浜市港湾施設使用条例第2条の2に規定する業務のうち、別表1「物流等関連施設」の区分に属する港湾施設に係るもの。

(詳細は、以下を参照してください。)

4 物流等施設の概要

(1) 施設の設置目的・運営方針

横浜市港湾施設使用条例に定める「港湾施設」に該当する物流等施設は、貨物の積卸し等、横浜港における物流活動に使用される目的で設置され、我が国の海上輸送の拠点である横浜港の物流機能を支えています。

横浜港は、我が国経済の発展とともに、コンテナや完成自動車等を中心に取扱貨物量を着実に伸ばしてきましたが、近年、躍進目覚ましいアジア諸港との国際競争の中で、相対的地位が低下しており、コスト・サービス面等での国際競争力の強化が課題となっています。

このため、当施設の管理運営にあたっては、平成19年度から指定管理者制度を導入しているコンテナターミナルに加え、在来等物流施設を一体的に運営することで、より効率的な管理運営や、利用者サービスの向上を図り、「国際競争力のある港」の実現を目指します。

(2) 実施事業（具体策）

上述の目的を達成するために、以下のことを効率的かつ効果的に実施します。具体的な実施事業は次項のとおりとなります。

ア 使用許可等に関する業務

イ 施設及び設備の維持管理に関する業務

ウ 施設の運営に関連する業務

- ・ふ頭内調整業務
- ・施設の巡回業務
- ・上屋の管理業務
- ・道路の管理業務
- ・事務所の管理業務
- ・門衛業務
- ・誘導業務
- ・清掃業務
- ・港湾環境整備施設（緑地）管理業務
- ・緊急時の対応業務

エ その他の業務

- ・ 食品販売届の受理等
- ・ 電子申請の普及啓発

(3) 職員配置及び経費等（実施事業を支える体制）

ア 職員配置

物流等施設の指定管理業務に必要な職員を業務に従事させることとします。
職員の資格要件はありません。職員のうち1名を管理運営責任者に定めることとします。

イ 指定管理料

物流等施設の運営に係る人件費、事業費、事務費、管理費等の経費に充てるため、市は指定管理者に対して指定管理料を支払います。管理費には、施設の維持保全にかかる清掃、点検、運転・監視、小破修繕を含む補修費の経費を含みます。

指定管理料は、応募の際に提出された指定管理料提案書を元に、会計年度（4月1日から翌年3月31日）ごとに、横浜市の予算の範囲内で、横浜市と指定管理者が協議して決定します（予算は議決案件であり、各年度予算案の議決が条件となります。）。指定管理料の支払い時期、方法等は協定で定めます。

各年度の指定管理料決定のための協議の際に、選定時の提案書で示された指定管理料の金額から減額する場合には、管理運営や事業内容等に関して、市と指定管理者の間で協議を行うこととします。

なお、指定管理者による管理運営の水準が、この審査要項や協定で定めたものに満たなかった場合には、指定管理料の減額を行うことがあります。減額の基準・手続き等については、協定で定めます。

ウ 小破修繕

施設・設備・備品等の小破修繕については、毎年度ごとに決定する指定管理料の範囲内で、指定管理者が負担します。指定管理料を超える修繕への対応については、横浜市と別途協議します。

エ 利用者の実費負担について

物流等施設は利用料金制をとっておらず、施設の利用にかかる利用料金は徴収しません。ただし、事務所の清掃、ゴミ回収等の管理経費は利用者の負担とし、適切に徴収します。

また、自主事業等にかかる実費相当額を利用者から徴収することができます。これら実費収入は、指定管理業務の収支報告書において適切に報告することとします。

なお、自主事業の実施については、事前に市と協議し、市の承諾を受けていただきます。

(4) リスク分担

指定期間内における主なリスク分担については、次の表の通りとします。これ以外のリスクに関する対応については、別途協議するものとします。

リスクの種類	リスクの内容	負担者		
		市	指定管理者	分担(協議)
物価変動	収支計画に多大な影響を与えるもの	○		

	それ以外のもの		○	
資金調達	資金調達不能による管理運営の中断等		○	
	金利上昇による資金調達費用の増加		○	
法令等変更	管理運営に直接影響する法令等の変更			○
税制変更	消費税(地方消費税を含む)の税率等の変更			○
	法人税・法人住民税の税率等の変更		○	
	事業所税の税率等の変更			○
	それ以外で管理運営に影響するもの			○
許認可等	市が取得すべき許認可等が取得・更新されないことによるもの	○		
	指定管理者が取得すべき許認可等が取得・更新されないことによるもの		○	
管理運営内容の変更	市の政策による期間中の変更	○		
	指定管理者の発案による期間中の変更			○
市会議決	指定の議決が得られないことによる管理運営開始の延期		○	
需要変動	大規模な外的要因による需要変動			○
	それ以外のもの		○	
管理運営の中断・中止	市に帰責事由があるもの	○		
	指定管理者に帰責事由があるもの		○	
	それ以外のもの			○
施設等の損傷	指定管理者に帰責事由があるもの		○	
	指定管理者が設置した設備・備品		○	
	それ以外のもの(指定管理料の範囲内)		○	
利用者等への損害賠償	市に帰責事由があるもの	○		
	指定管理者に帰責事由があるもの		○	
	市と指定管理者の両者、または被害者・他の第三者等に帰責事由があるもの			○
審査要項等	審査要項等の瑕疵・不備に基づくもの	○		
不可抗力※	不可抗力による施設・設備の復旧費用	○		
	不可抗力による管理運営の中断			○

※不可抗力：暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、戦乱、内乱、テロ、侵略、暴動、ストライキなど

(5) 業務実施上の留意事項

ア 関係法令等の遵守について

業務を遂行するうえで、関係する法令等を遵守することとします。

なお、指定期間中にこれらの法令等に改正があった場合は、改正された内容とします。

<主な関連法令>

- ・地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）
- ・地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）
- ・港湾法（昭和 25 年法律第 218 号）
- ・横浜市港湾施設使用条例（昭和 22 年 9 月条例第 49 号）
- ・横浜市港湾施設使用条例施行規則（昭和 26 年 2 月規則第 3 号）
- ・横浜市行政手続条例（平成 7 年 3 月条例第 15 号）
- ・個人情報保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）
- ・横浜市個人情報保護に関する条例（平成 17 年 2 月条例第 6 号）
- ・労働関係法令（労働基準法、労働組合法、労働安全衛生法、最低賃金法等）
- ・施設・設備の維持保全関係法令（建築基準法、消防法、電気事業法、水道法、建築物における衛生的環境の確保に関する法律等）
- ・環境法令等（エネルギーの使用の合理化に関する法律、地球温暖化対策の推進に関する法律等）

<その他市の計画・施策等>

- ・横浜港港湾計画
- ・横浜市港湾局運営方針

イ 業務の基準・評価について

(ア) 事業計画書・事業報告書等の提出

指定管理者は、単年度の運営状況だけでなく、指定管理期間内の継続的改善の仕組みを検討し、毎年度、事業計画書及び事業報告書等を作成し、横浜市に提出します。これらの提出物については、公表することとします。なお、事業計画書及び事業報告書等の内容については、協定等において定めます。

(イ) 自己評価の実施

業務の質やサービスの向上を図ることを目的に、利用者等から施設運営に関する意見を聴取し、年 1 回以上、自己評価を実施することとします。

(ウ) 第三者評価の実施

横浜市では、客観的な視点からの評価を受けることで、指定管理者が自ら必要な業務改善を行い、サービスの質の向上等を図ることを目的として、第三者評価の受審を指定管理者の義務としています。

物流等施設に関する第三者評価は、市が定めた共通評価基準に基づき評価を受けることとし、これらの結果を公表します。

なお、受審については、指定開始から 2 年目に行うことを原則とします。

(エ) 業務の基準を満たしていない場合の措置

横浜市は、指定管理者の業務が基準を満たしていないと判断した場合、指定管理者が必要な改善措置を講じるよう指示を行います。それでも改善が見られない場合、横浜市は地方自治法第 244 条の 2 第 11 項に基づき、その指定を取り

消し、又は期間を定めて業務の全部もしくは一部を停止する場合があります。

この場合、横浜市に生じた損害は指定管理者が賠償するものとします。また、指定管理者は、次期指定管理者が円滑かつ支障なく管理運営を行うことができるよう、必要な引継ぎを行うものとします。

ウ その他

(ア) 個人情報の保護について

指定管理者が管理業務を実施するにあたっては、「横浜市個人情報の保護に関する条例」（平成17年2月横浜市条例第6号）の規定が適用され、個人情報の保護に関する法令等を遵守し、個人情報を適正に取り扱うことが必要です。

また、横浜市等が実施する個人情報保護に関する必要な研修に参加するとともに、従事者に対して必要な研修を行うこととします。

(イ) 文書の取扱規程の整備

指定管理者が業務に伴い作成し、又は受領する文書等は、横浜市行政文書管理規程、同運用通知に準じ、別途文書管理に関する規程等を定め、適正に管理及び保存するものとします。また、指定期間終了時に、横浜市の指示に従って引き渡すものとします。

(ウ) 守秘義務

指定管理者は、施設の管理を行うにあたり、業務上知り得た内容を第三者に漏らしたり、自己の利益のために使用してはならないものとします。指定管理業務を行う指定期間が終了した後も同様とします。

(エ) 区分経理・会計体制の確立

会計帳簿を整備し、区分経理・会計体制を確立し、適正な公金管理を行います。

(オ) 施設、備品管理体制の確立

施設、備品の管理について、台帳等を整え、適正に管理します。

(カ) 情報公開の実施について

指定管理者が管理業務を実施するにあたり、市に準じた情報公開の対応を行うこととします。

「横浜市の保有する情報の公開に関する条例」（平成12年2月横浜市条例第2号）の趣旨に則り市が別途示す「標準規程」に準拠して、指定管理者が「情報公開規程」を作成し、それに基づき、情報開示請求等に対して適切に対応することとします。

(キ) 事故への対応・損害賠償について

指定管理者は、施設において事故防止に努めるとともに、発生した事故への損害賠償等の対応に関して、次のとおり義務を負うこととします。

- ・ 指定管理者の責めに帰すべき事由により、横浜市又は第三者に損害を与えた場合には、指定管理者においてその損害を賠償しなければなりません。
- ・ 施設における事故防止及び事故発生時の対応に備えて、指定管理者はあらかじめ事故防止・事故対応マニュアルを定めるとともに、事故発生時には直ちにその旨を横浜市へ報告しなければなりません。
- ・ 指定管理者は、必要に応じて、施設賠償責任保険等に加入し、損害賠償責任に対応することとします。

(ク) 業務の委託

指定管理者は、業務の全部又は主たる部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはなりません。但し、業務の一部について、あらかじめ横浜市が認めた場合はこの限りではありません。

その場合、横浜経済の活性化及び市内企業育成のため、横浜市内の中小企業（横浜市内に主たる事業所が有る企業）の活用に努めて下さい。

(ケ) 業務に必要な物品の調達

指定管理者の行う事業の遂行上必要な物品の一部については、横浜市が貸し付けるものとします。指定管理者は、指定管理業務の開始までに横浜市の承認を得てください。

(コ) 苦情・要望について

指定管理者は利用者等から寄せられる苦情や要望に十分応えることのできる体制を整えることとします。また、苦情・要望処理報告書を作成し、横浜市に提出することとします。

(サ) 利用の継続

業務の開始にあたっては、現に物流等施設を利用している利用者の継続利用を妨げないこととします。

また、利用者に関する情報は、利用者の同意を得て、指定期間終了時には次期指定管理者に引き継ぐこととします。

(シ) 環境への配慮

「横浜市脱温暖化行動方針（CO-D030）」による温室効果ガスの削減や「横浜G30プラン」によるごみ排出量の削減など、地球環境に配慮する市の施策や事業に対して、積極的に取り組み協力することとします。

(ス) 事業の継続が困難となった場合の措置

・指定管理者の責めに帰すべき事由による場合

横浜市は地方自治法第244条の2第11項に基づき、指定の取り消しをすることができるものとします。その場合は横浜市に生じた損害は指定管理者が賠償するものとします。また、指定管理者は、次期指定管理者が円滑かつ支障なく本施設の管理運営業務を遂行できるよう、次期指定管理者に対して引継ぎを行うものとします。

・当事者の責めに帰することができない事由による場合

横浜市及び指定管理者双方の責めに帰することができない事由により、事業の継続が困難になった場合は、事業継続の可否について協議するものとします。

(セ) 協定書の解釈に疑義が生じた場合等の措置

協定書の解釈に疑義が生じた場合又は協定書に定めのない事項が生じた場合については、横浜市と指定管理者は誠意を持って協議するものとします。

(ソ) 公租公課

指定管理者は法人に係る市民税等の納税義務者となる可能性がありますので、総務局主税部法人税務課、所轄の県税事務所及び税務署にお問合せください。

(タ) 施設情報の定期的報告

施設・設備の維持保全の状況について、指定管理者が確認し、市に報告しま

す。確認及び報告は、市が平成 22 年 4 月に策定した「維持保全の手引き」及び「施設管理者点検マニュアル」に基づいて行います。

(チ) 災害等発生時の対応

物流等施設は、現段階では本市防災計画等に位置づけがあり、「災害時等における施設利用の協力に関する協定」を締結し、危機発生時の体制整備を求めています。

また、現段階では、本市防災計画に位置づけがない場合でも、危機発生時の状況によっては、随時、施設に協力を求める可能性があり、指定管理者はそれに協力するよう努める義務があります。

(ツ) 目的外使用について

自動販売機等の設置を行っている施設は、毎年、指定管理者が局へ目的外使用許可の申請を行うものとします。自動販売機使用にかかる電気料金は、指定管理料で支出する光熱水費からは除外します。

指定管理者が自動販売機業者等から徴収する売上手数料については、指定管理者が当該業者と締結する委託契約書等に規定するとともに、指定管理者の収入として、適正に経理することとします。

(テ) その他

その他、記載のない事項については、港湾局と協議を行なうこととします。

5 審査及び選定に関する事項

(1) 審査スケジュール

ア 審査のお知らせ	7月21日(水)
イ 審査要項の配布	7月21日(水)～8月6日(金)
ウ 審査要項に関する質問受付	7月21日(水)～7月27日(火)
エ 審査要項に関する質問回答	7月30日(金)頃(予定)
オ 審査書類の受付期間	8月2日(月)～8月6日(金)
キ 審査・選定(面接審査実施)	9月2日(木)
ク 選定結果の通知・公表	9月下旬
ケ 指定管理者の指定	12月下旬予定
コ 指定管理者との協定締結	平成23年3月下旬締結(予定)

(2) 審査手続きについて

ア 審査のお知らせ

指定管理者の審査について、横浜市港湾局のホームページに掲載し、広くお知らせします。

イ 審査要項の配布

(ア) 配布期間：平成 22 年 7 月 21 日(水)から平成 22 年 8 月 6 日(金)

(土・日・祝日を除く午前 8 時 45 分から午後 5 時 15 分まで)

(イ) 配布場所：横浜市港湾局港湾経営課

港湾局ホームページからもダウンロードができます。

URL：<http://www.city.yokohama.jp/me/port/>

ウ 質問の受付

審査要項の内容等に関する質問を次のとおり受け付けます。

(ア) 受付期間：平成 22 年 7 月 21 日（水）午前 8 時 45 分から 7 月 27 日（火）午後 5 時 15 分まで

(イ) 受付方法：FAX または E-Mail で「質問書」（様式 18）を横浜市港湾局港湾経営課担当にお送りください。電話でのお問合せには応じられませんのでご了承願います。

エ 質問への回答

回答方法：平成 22 年 7 月 30 日（金）（予定）に、港湾局ホームページへの掲載により回答します。

URL：<http://www.city.yokohama.jp/me/port/>

オ 審査書類の受付

(ア) 審査書類：「5（4）応募手続きについて」を参照

(イ) 受付期間：平成 22 年 8 月 2 日（月）午前 8 時 45 分から平成 22 年 8 月 6 日（金）午後 5 時 15 分まで

(ウ) 受付方法：港湾局港湾経営課まで、ご持参でご提出ください（受付期間内必着）。

(3) 審査・選定の手続きについて

ア 審査方法

選定委員会で審査を行い、その結果に基づき、横浜市港湾局長が指定候補者を選定します。

審査は、応募者の提出書類及び面接審査等に基づき、指定管理者評価基準項目に従い総合的に実施します。また、面接審査ではプレゼンテーションを行っていただき、それに対する質疑を行います。このため、団体の代表者又は代理の方合計 3 名までの出席をお願いします。

面接審査について、応募者には、後日詳細をお知らせいたします。

なお、選定委員会による審査及び横浜市港湾局長による選定後、横浜市会の議決を経て横浜市港湾局長が指定の通知を行うことにより、物流等施設の指定管理者として正式に指定されます。

イ 選定委員会

氏名	備考
來生 新	横浜国立大学 名誉教授 放送大学 教授
塩畑 英成	(株)日通総合研究所 顧問
富田 功	神奈川大学経済学部 非常勤講師
三縄 昭男	三縄昭男公認会計士事務所 所長
吉留 和男	独立行政法人雇用・能力開発機構 港湾職業能力開発短期大学校横浜校 校長

ウ 会議の公開

選定委員会の会議は、原則公開とします。ただし、公開しないことが適当であると選定委員会が判断した場合は、会議の一部又は全部を公開しないこととします。

エ 評価基準項目について

選定委員会は、次のような観点から、それぞれの項目を採点し、事業計画全体の得点を算出することにより、応募者が指定管理者としてふさわしいか総合的な判断を行います。

- ・「管理運営の基本方針」の妥当性について、物流等関連施設を運営するための基本的な知識、能力や取組方針の評価
- ・「管理運営の安定性」について、管理体制・組織、人員配置計画、管理実績、経営基盤の評価
- ・「管理運営に関する提案」の的確性について、利用促進、経費節減、安全管理・法令の遵守等、その他の提案の評価
- ・「収支計画」の健全性について、指定期間中の収支計画の評価

【審査基準一覧】

評価項目		配点		提出書類
1 管理運営の基本方針	(1) 物流等関連施設を運営するための基本的な知識、能力	100	200点	様式3～4
	(2) 物流等関連施設を運営するための取組方針	100		
2 管理運営の安定性	(1) 管理体制及び組織	50	300点	様式5～8
	(2) 人員配置計画	100		
	(3) 管理実績	100		
	(4) 経営基盤	50		
3 管理運営に関する提案	(1) 効率的な管理、利便性向上による利用促進	150	400点	様式9～12
	(2) 経費節減	150		
	(3) 安全管理・法令の遵守等	50		
	(4) その他の提案	50		
4 収支計画	指定期間中の収支計画書	100	100点	様式13
合計		1,000点		

なお、選定委員会の定める最低基準に満たないときは選定されないため、最低基準を満たすことが必要です。

また、財務状況の評価が著しく悪い場合は、選定から除外する場合があります。

オ 選定結果の通知・公表

選定結果は、応募者に対して速やかに通知します。また、選定の経過及び結果は、港湾局ホームページへの掲載等により公表します。

なお、指定候補者の応募書類については、原則として指定管理者選定終了後に

公表します。

URL : <http://www.city.yokohama.jp/me/port/>

カ 指定管理者の指定

市会の議決後に、指定管理者を指定します。(平成 22 年 12 月下旬予定)

キ 指定管理者との協定締結

「6 協定及び準備に関する事項」を参照

(4) 応募手続きについて

次の審査書類を 1 から順に並べ、原本を 1 部、写しを 14 部提出してください(表紙は原本のみ)。なお、写しの書類のうち 13 部はファイル綴りとし、1 部についてはファイルやステープラー等で留めず、クリップ留めで提出してください。各書類にはページ数及びインデックスを付してください。用紙サイズは原本で用紙サイズが決まっているもの以外は、A4 サイズに統一してください。

【提出書類一覧】

No	提出書類	様式・枚数制限	提出部数	
			正	副
1	物流関連施設 提出書類一覧表(表紙)	本紙:1枚	1	—
2	指定申請書	様式 1:1枚	1	14
3	法人等の概要	様式 2:1枚	1	14
4	提案書一式(14 項目)	様式 3~13:1枚	1	14
5	・法人、又は団体の定款、寄附行為、規約その他これらに属する書類	—	1	14
6	・物流等関連施設 指定管理者申請書類(申請団体役員名簿) ※別途エクセルデータ提出	様式 14		14
7	・申請書を提出する日の属する事業年度の事業計画書又はこれに類する書類及び過去2か年の事業報告書	—	1	14
8	・法人の登記簿謄本(登記事項証明書)	—	1	14
9	・過去 3 年間の法人税納税証明書及び消費税納税証明書(税務署発行の納税証明書「その3の3」)	—	1	14
10	・過去 3 年間の貸借対照表、損益計算書、財産目録	—	1	14
11	・横浜市税の納税状況調査の同意書	様式 15	1	14
12	・欠格事項に該当しない宣誓書	様式 16	1	14
13	・直近2か年の事業年度の労働保険料の納付証明書(労働局または労働基準監督署による納付証明書)	—	1	14
14	・団体の現在の組織、人事体制を示す人事労務関係の書類(就業規則、給与規定等)	—	1	14

15	・法人、又は団体のパンフレット	—	1	14
----	-----------------	---	---	----

- ※各様式について、枚数制限を超えたものについては、審査対象から除外しますので、各様式の枚数制限にご注意ください。
- ※申請団体役員名簿（様式 14）については、県警照会用エクセルファイル（データ）も提出してください。
- ※横浜市税の納税状況調査の同意書（様式 15）については、現時点で横浜市に対して納税義務のない団体についても提出の必要があります。なお、指定管理者として指定された後は、この同意書をもとに、毎年度本市への納税状況（本市の課税状況の有無を含め）について状況調査を行います。）

（5）応募条件等について

ア 応募者の資格

応募者は（財）横浜港埠頭公社に限ります。

イ 欠格事項

次に該当する場合は、応募することができません。

- （ア）法人税、法人市民税、消費税、地方消費税等の租税又は労働保険料を滞納していること
- （イ）会社更生法・民事再生法による更生・再生手続中であること
- （ウ）指定管理者の責に帰すべき事由により、2年以内に指定の取消を受けたものであること
- （エ）地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定により、本市における入札参加を制限されていること
- （オ）選定委員が、応募しようとする団体の経営または運営に直接関与していること
- （カ）暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）又はその構成員の統制下にある団体であること

※本項目については、提出いただく「申請団体役員名簿（様式 6）」により、横浜市から神奈川県警本部に対し調査・照会を行います。

- （キ）2年以内に労働基準監督署から是正勧告を受けていること（仮に受けている場合には、必要な措置の実施について労働基準監督署に報告済みでないこと）

ウ 審査要項の承諾

応募者は、応募書類の提出をもって、本審査要項の記載内容を承諾したものとみなします。

エ 接触の禁止

選定委員、横浜市職員その他の本件関係者に対して、本件応募について直接・間接を問わず接触を禁じます。

オ 重複応募の禁止

応募は、一団体につき、一案とします。複数の応募はできません。

カ 応募内容変更・追加の禁止

提出された書類の内容の変更又は書類の追加はできません。ただし、選定委員会が認めた場合はこの限りではありません。

キ 団体職員以外による、以下の行為の禁止

応募にあたって、応募団体（共同事業体に当たっては、構成団体）の職員以外が、以下の行為を行うことを禁止します。

（ア）事業計画書等、提出書類の作成（作成に関する技術的な助言等は可とします）

（イ）選定委員会の面接審査への出席

ク 応募者の失格

応募者が次の事項に該当した場合は、失格となることがあります。

①オ～クの禁止事項に該当するなど、審査要項に定める手続きを遵守しない場合

②応募書類に虚偽の内容を故意に記載した場合

ケ 応募書類の取扱い

応募書類は理由を問わず返却しません。

コ 応募書類の開示

応募書類については、「横浜市の保有する情報の公開に関する条例」に基づく情報開示請求が提出された場合は、原則として請求者に対して開示されることとなります。

サ 応募の辞退

正当な理由がある場合に限り、応募書類を提出した後に辞退することを認めます。その際には、「辞退届（様式 17）」を提出してください。

シ 費用負担

応募に関して必要となる費用は団体の負担とします。

ス 提出書類の取扱い・著作権

港湾局が提示する設計図書（平面図等）の著作権は港湾局及び設計者に帰属し、団体の提出する応募書類の著作権は作成した団体に帰属します。

6 協定及び準備に関する事項

（1）協定の締結

選定委員会による審査及び選定後、港湾局は指定候補者と細目について協議を行い、仮協定を締結します。その後、議会の議決を経て指定管理者として指定された後に、仮協定に基づき基本協定を締結します。

また、毎年度、指定管理料の金額等に関する年度協定を締結します。

（2）協定の主な内容

ア 管理運営業務の範囲及び内容

イ 法令の遵守

ウ 管理運営業務実施上の規定等（第三者への再委託、緊急時の対応、施設の保全・改修等）

エ 管理運営費用に関する事項（口座管理、指定管理料支払い方法の原則、光熱水費支払い方法の原則等）

オ 管理運営業務実施状況の確認方法及び確認事項

カ 施設の維持保全及び管理に関する事項

キ 施設内の物品等の所有権の帰属に関する事項

ク 債権債務の譲渡等の禁止に関する事項

- ケ 管理運営業務に関し保有する個人情報の保護に関する事項
- コ 指定管理満了に関する事項
- サ 指定の取消及び管理業務の停止に関する事項
- シ 協定内容の変更に関する事項
- ス その他必要な事項

(3) 準備業務

指定管理期間の開始までに、準備業務として、①事業計画書作成業務、②横浜市との連携・調整業務を行っていただきます。詳細については指定候補者に提示します。

なお、今回より統合する①本牧ふ頭の上屋等②建材取扱施設の業務について、現在の指定管理者との間での引き継ぎを行っていただきます。

(4) 指定候補者の変更

港湾局は、指定候補者が、横浜市会の議決を経るまでの間に、指定管理者に指定することが著しく不相当と認められる事情が生じた時は、指定しないことがあります。

また、指定候補者が、指定管理期間開始日までの協議の過程において指定管理業務の実施が困難であることが明らかになった場合や協議が成立しない場合も、同様となります。

なお、市議会の議決が得られなかった場合においても、当該施設に係る業務及び管理の準備のために支出した費用については、一切補償しません。

(5) 指定取消及び管理業務の停止

指定管理者が行う施設の管理の適正を期すために本市が行う指示に従わないとき、その他指定管理者による管理を継続することが適当でないと認められるときは、地方自治法第244条の2第11項の規定に基づき、指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理業務の全部又は一部の停止を命ずることがあります。

指定取消又は管理業務の停止を行う必要がある場合の例として、以下のようなものが考えられます。

ア 当該施設の設置条例又は協定の規定に違反したとき

イ 法第244条の2第10項の規定に基づく報告の要求又は調査に対して、これに 응じず又は虚偽の報告を行い、若しくは調査を妨げたとき

ウ 法第244条の2第10項の規定に基づく指示に従わないとき

エ 当該施設の指定管理者審査要項に定める資格要件を失ったとき

オ 申込みの際に提出した書類の内容に虚偽があることが判明したとき

カ 指定管理者の経営状況の悪化等により管理業務を継続することが不可能又は著しく困難になったと判断されるとき

キ 指定管理者の、指定管理業務に直接関わらない法令違反等により、当該団体に管理業務を継続させることが、社会通念上著しく不相当と判断されるとき

ク 指定管理者の責に帰すべき事由により管理業務が行われなるとき

不可抗力（暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、戦乱、内乱、テロ、侵略、暴動、ストライキなどの市又は指定管理者の責に帰することのできな

い自然的又は人為的な現象を言う)により管理業務の継続が著しく困難になったと判断されるとき

ケ 指定管理者から、指定の取消又は管理業務の全部又は一部の停止を求める書面による申し出があったとき

コ 当該施設が、公の施設として廃止されることとなったとき

サ その他、市が当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるとき

なお、指定管理者の責に帰すべき事由により指定取消又は管理業務の停止を行った場合には、指定管理料の減額またはすでに支出した指定管理料の返還、また市に損害が発生した場合の損害賠償の支払い等を求めることがあります。